

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目 次	
ページ	
告示	1
公告	2
秋田県告示第四百九十六号	3
秋田県告示第四百九十七号	4
秋田県告示第四百九十八号	5

**告 示**

○一般競争入札の実施について（建設管理課技術管理室）……………2  
 ○土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……………3

**秋田県告示第四百九十六号**

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十九年十月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県告示第四百九十七号**

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、平成十九年十月一日から、秋田県病院事業使用料等徴収条例（昭和二十九年秋田県条例第四十二号）別表第一第二号の表に規定する弗素十八フルオロデオキシグルコースによる陽電子断層撮影健康診査の使用料の徴収の事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号）第二十六条の四第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年十月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県告示第四百九十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年十月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県告示第四百九十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年十月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	
			新	旧			
県 道	旧	横手東由利線	横手東由利線	A	横手市雄物川町沼館字中助五郎林四一番地先から五一番地先まで	五・四〇〇〇～六・四〇〇〇	〇・一八七
				B	横手市雄物川町沼館字中助五郎林六四番地先から五五番地先まで	一〇・〇〇〇〇～三二・〇〇〇〇	〇・一九六
					横手市雄物川町沼館字中助五郎林六四番地先から五五番地先まで	一〇・〇〇〇〇～三二・〇〇〇〇	〇・一九六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十月十二日から同月二十五日まで

**秋田県告示第四百九十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年十月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	
旧	旧	湯沢雄物川大曲線	A	横手市雄物川町薄井字下鴨川五番一地先から字薄井七三番一地先まで	六・五〇〇〇～九・五〇〇〇	〇・五四四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第五百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十九年十月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高屋	鹿角市花輪字館ノ沢及び太田谷地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
中屋布	鹿角市花輪字中屋布及び西町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
陣場一号	鹿角市花輪字富士川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
陣場二号	鹿角市花輪字古館及び案内（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
花輪古館一号	鹿角市花輪字古館及び富士川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
地羅野	鹿角市花輪字地羅野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
小枝指二号	鹿角市花輪字小枝指及び館神（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

県 道	新	湯沢雄物川大曲線	B 横手市雄物川町薄井字下鴨川五番一地从先から字薄井六八番一地从先まで
		横手市雄物川町薄井字下鴨川五番一地从先から字薄井六八番一地从先まで	

高屋	鹿角市花輪字高屋、伊坂及び後谷地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
高屋一号	鹿角市花輪字高屋、伊坂及び三ツ権現（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
太田谷地	鹿角市花輪字太田谷地、高屋及び三ツ権現（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
万松寺	鹿角市花輪字西町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
西町	鹿角市花輪字西町及び乳牛平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
小枝指	鹿角市花輪字小枝指、館神及び平元古館（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
小枝指一号	鹿角市花輪字小枝指及び平元古館（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
館	鹿角市花輪字鳥野及び八幡館（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
新斗米	鹿角市花輪字新斗米及び天王平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
鎌柄沢	鹿角市花輪字鎌柄沢、百合沢及び横沢（次の図のとおり）	土石流
稻荷川原	鹿角市花輪字稻荷川原、百合沢及び赤坂（次の図のとおり）	土石流

館の沢	鹿角市花輪字館ノ沢及び上ミ田表（次の図のとおり）	土石流
高屋北沢	鹿角市花輪字高屋、後谷地及び伊坂（次の図のとおり）	土石流
高屋北沢二 （次の図のとおり）	鹿角市花輪字三ツ権現、伊坂、高屋及び後谷地（次の図のとおり）	土石流

公 告

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十九年十月十二日  
秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 借入物品の名称及び数量
  - (二) 秋田県公共事業積算システム運用機器等 一式
  - (三) 借入物品の仕様等
  - (四) 入札説明書及び仕様書による。
  - (五) 借入期間
  - (六) 平成二十年一月一日から平成二十四年十二月三十一日
  - (七) 借入物品の設置場所
  - (八) 別途指定する場所
  - (九) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- 二 平成十九年四月二十日（金）
- 三 入札に参加する者に必要な資格
- 四 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこ

と。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県建設交通部建設管理課技術管理室建設情報推進班  
(電話〇一八八六〇二四二〇)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年十月十二日(金)から十一月五日(月)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十九年十一月六日(火)午前十時三十分

秋田県庁第二庁舎五階 五十一会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入

札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of items to be

rented: Servers and other devices for the computer system to calculate construction cost, etc

2 Time-limit of tender: 10:30 A.M. 6

November, 2007

3 Contact point for the notice: Technology

Management Office, Public Works Engineering

Division, Department of Public Works and

Transportation, Akita Prefectural Government,

4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-

8570, Japan TEL018-860-2420

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市二井田真中土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年十月三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十九年十月十二日

秋田県知事 寺田典城

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 0862-876600 FAX 0863-000505  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄